

知多市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】（案）

1 改定の経緯

平成25年に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定され、本市においても同法第8条の規定に基づき、平成26年に知多市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。

その後、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国は令和6年7月に政府行動計画を抜本的に改定し、県は令和7年6月に愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定したため、本市においても市行動計画の改定を行う。

2 基本理念

平時から新型インフルエンザ等の感染症危機に対応できる具体的な対策を定めることで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること並びに市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすることを目指す。

3 計画期間

令和8年度から令和13年度までの6年間

4 対象疾患

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症

5 対策項目

対策項目を8項目（表参照）とし、それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、取り組みやすいように内容を充実させた。

6 段階ごとの計画

有事の際の対応策を整理し、準備期（平時）の取組の充実を図るものとする。

全体を以下の3期に分けて記載

準備期：感染症が発生する前段階（平時）に必要な対応等を定めた計画

初動期：感染症の発生初期に必要な初動対応を定めた計画

対応期：感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等を定めた計画

7 実効性の確保

政府行動計画や県行動計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する計画の見直し状況を踏まえ、おおむね6年ごとに改定を行う。

表 各論8項目の概要

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	・実践的な訓練の実施 ・市行動計画、業務継続計画の作成 ・関係機関との連携体制の構築	・市対策庁内連絡会議を設置し、情報の共有 ・必要時、市対策本部（任意）にて人員体制、予算確保等の対応を協議	・緊急事態宣言による市対策本部の設置 ・必要時、県等に事務の代行、職員の派遣依頼
②情報収集・分析、サーベイランス※（新規）	・情報を適切に収集し分析する体制の整備	・感染状況やその影響を分析し、市の対策へ反映	・国や県の方針を踏まえ、地域の実情に応じた対策の見直し
③情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・感染症対策等に関する情報提供、共有及び方法に関する体制の整備	・準備期で整備した取組を実施	・市民の関心事項等を踏まえ、引き続き取組を実施
④まん延防止	・まん延防止の必要性、そのための対策について市民等への理解促進	・まん延防止に備えた迅速な対応のための準備	・国や県の方針に基づいた適切なまん延防止対策の実施 ・感染症の特徴等を踏まえた対応の柔軟な見直し
⑤ワクチン	・接種体制の構築	・接種に携わる医療従事者、会場等の確保	・予防接種の実施
⑥保健（新規）	・保健所との連携、情報収集体制の構築	・市民への情報発信・共有の開始	・有事体制への速やかな移行 ・体制や対応の適宜見直し
⑦物資（新規）	・行動計画に基づき、感染症対策物資等を備蓄・配置	・感染症対策物資等について備蓄・配置状況の確認及び必要量の確保	・初動期に引き続き、必要な物資の確保・確認 ・必要時、県や近隣自治体との相互協力
⑧市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	・支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、適切な仕組みの整備	・事業者及び市民等に事業継続のための準備等の呼びかけ	・市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保 ・影響を緩和するための支援及び対策

※ サーベイランスとは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。